

豊島区広報

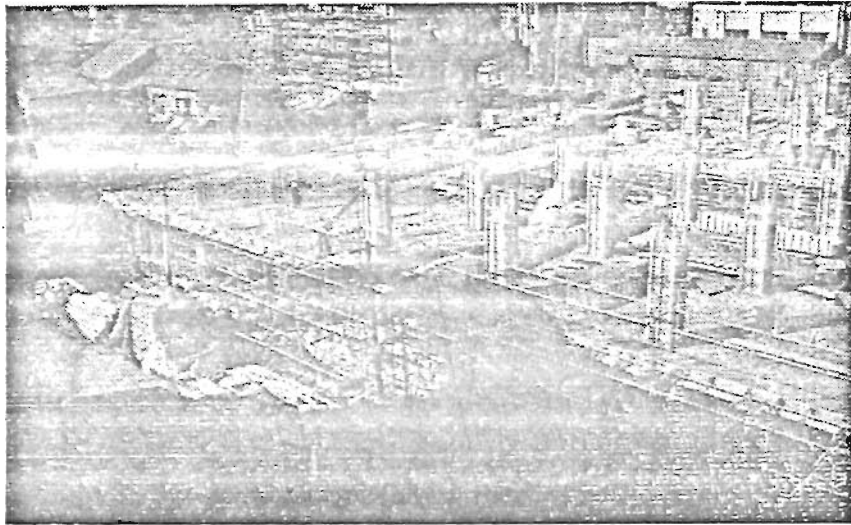
発行所
豊島区役所
電話(971) (代)1101
(代)1166
昭和35年12月20日発行

青少年健全育成運動

年末年始対策を強化

年末から年始にかけては家庭の生活が多忙となり、町中がわたがわしいふんいきに生まれ、おちつきのない生活になりがちです。又学校も冬休みになり児童生徒も放任されがちで、青少年に不良化のきざしの現われる

のもこの時期です。青少年の不良化を未然に防ぎ心身ともにすこやかに成長してもらうためには家庭はもちろん学校、職場、周囲の人の暖かい心づくしが必要です。区青少年問題協議会では、この観点に立って毎年年末年始



着々進む新庁舎工事

豊島区総合庁舎の建設工事は去る七月二十三日に起工以来順調な進展を見せ、現在二階の仮枠を建込中で、工事完了は明年七月末の予定である。

対策を強力に推進しております。今年は何年の活動に加え「刃物を持たない運動」の趣旨の徹底をはかることになりました。

実施要領

- ①健全な余暇活動の推進
- ②健全明朗な家庭の育成

実施期間

十二月十日～一月二十日

あなたの人権をまもる

「人権身の上相談所」

十二月十日は世界人権十二周年記念日です。今から十二年前の昭和二十二年十二月一日、国連総会はパリにおいて、この世界人権宣言を採択しました。この人権宣言には、私達が生れながらにして持っている尊い権利、即ち基本的人権をお互いに尊重しようということがうたわれています。

我々が生れながらにして持っている権利が不法に侵害されたり、不当な圧迫を受けておりながら泣き入りしている方はありませんか。例えば

- (1)前借金等で無理に仕事をばらされている
- (2)ボスや顔役に暴力や威力で金品を要求された
- (3)近所の人達から村八分にされた
- (4)公務員からひどい差別的取り扱いを受けた
- (5)教育職員から児童生徒が暴行を受けた
- (6)出稼先(新築・雑草等)などに不慮の多量・借財を致損された
- (7)その他基本的人権が犯されたと思われる場合

解決を図り、被害者の人権を擁護するため努力しております。なお、本区では次の要領で毎月「人権身の上相談所」を開設しておりますので気軽に相談においで下さい。

- 一、相談日 毎月第二、第四火曜日
- 二、時間 午後一時から午後四時まで
- 三、場所 豊島区役所

尚、本区の人権擁護委員の住所氏名は次の通りです。

- 大塚 大一(92) 五一八一
- 長崎 五ノ一(一一〇)
- 渡辺 りつ(91) 一三二〇
- 榎田 谷六ノ一(四三)
- 宮内 寛司(91) 〇四六五
- 池袋 四ノ一(六五)
- 吉見 新太郎(91) 七〇二〇
- 高田 南三ノ七(五五)
- 赤井 洋平(91) 三四五一
- 池袋 六ノ一九三二
- 片岡 七郎(91) 五五一五
- 長崎 一ノ三ノ四
- 河野 龜三
- 長崎 五ノ一三
- 竹内 博司(91) 九四九五
- (呼) 長崎 五ノ一五二二
- 小松原 勇治(91) 二六〇四
- 植名 町三ノ一九八六
- 加藤 新太郎(91) 〇〇六六
- 池袋 二ノ九三一

豊島区国民健康保険現況

昨年の十二月一日に、他の五大都市にさきがけて発足した。東京都二十三区の国民健康保険も満一年を経過いたしました。

この事業は都民の強い世論から生れ、法律や規則の改正で大都市にも実施されるようになったものであります。

加入世帯数と被保険者数

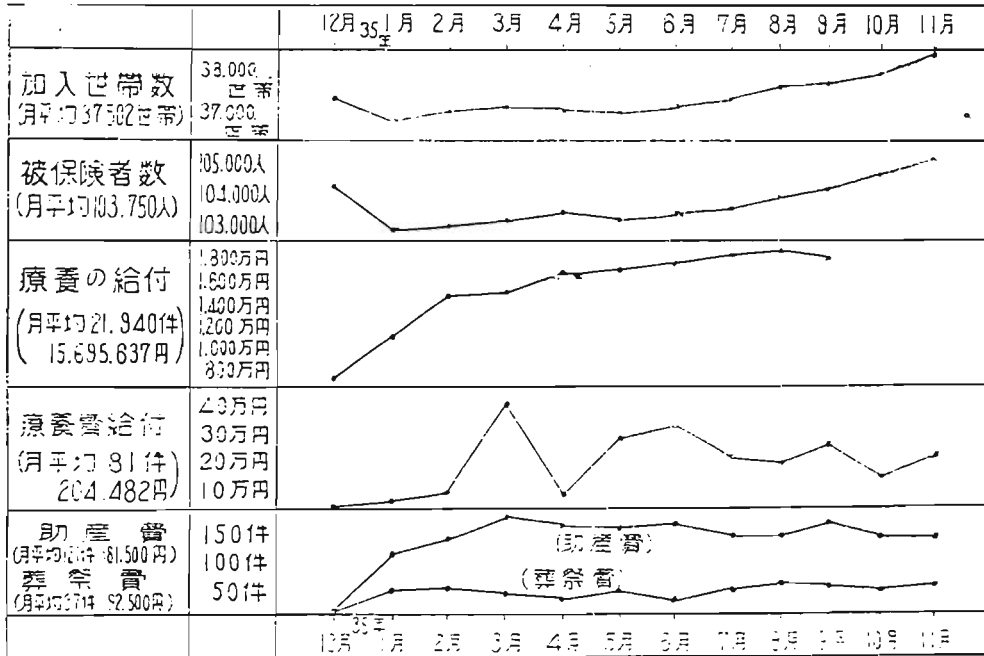
一月に大きく減少しましたが、これは三十四年六月に行った調査のあと発足の日までに転出や他の保険に加入した方が一系に資格喪失の届出をしたためで、その後は漸次増加し十一月現在では豊島区総人口の三十一・四％の方が被保険者となっております。

療養の給付

豊島区の国民健康保険も、発足初年度ではありましたが、円滑に事業が進展しております。とは、本区々議會をはじめ本事業の運営にご相談をいただき、被保険者の方、医療を担当する方々各位の絶大なご理解とご協力の賜と感謝いたしております。

この一年間をふりかえってみますと、満足すべきものではありませんが、区民生活の福祉にいくらかでもお役にたつたと喜んでおります。今期中の事業の推移は下表のような経過をたどっております。

1年間の国保の動き



これら数字や図表の外の仕事としては、十一月下旬に被保険者の方を対象として「無料健康相談」を、区の医師会、歯科医師会、薬剤師会と共催

国民健康保険課(豊島公会堂ウラ)電話(982)六九七六

まで進んだもので、大都會の特色を物語っています。

予防指導を行いました。

なお三月には、一年間、健康

で開設し、疾病の早期発見、

であった家庭の表彰式典や公会堂で行う予定であります。

占領軍事故の見舞金

療養、障害、死亡の三種類

調達戸ではかねてから「占領期間中における進駐軍事故による人身被害の実態調査」を行なっておりますが、このほど次のように被害者(又はその遺族)に見舞金を支給することになりましたから次の事項に該当する方はお申し出下さい。

一、受給の対象となる人
昭和二十年五月二十日より昭和二十七年四月二十七日までの間に占領軍の行爲により人身被害を受け、これまでに何らの支給も受けていなかった人(又はその遺族)

二、申出の期限
無期限

三、申出先
具体的な手続と方法、その他不明の点についての詳細は、直接次の事務所へお申し出下さい。

四、印送、代理者の場合は委任状を必要とする

五、関係する申請書等

六、内訳を明らかにした書類

七、障害見舞金の場合には、傷又は疾病の事実を証明する書類

八、死亡見舞金の場合には、死亡診断書又は屍体検案書

療養、障害、死亡の三種類

療養、障害、死亡の三種類

ハ、支給手続に必要なもの

イ) 警察署長又は占領軍当局の発行した被害事実証明書又はこれに準ずるもの

ロ、見舞金の種類

東京調達局事業部補償第一課 港区赤坂町三番地 (408) 四二二一 番 内線 一一八番 部庁への連絡先

右の他に療養見舞金の場合は陸療その他療養

東京都総務局外事部渉外課 (201) 三二七四番

新出制 国民年金

早く届を出しましょう

保険料をかける拠出制国民年金の資格取得届受付が十月一日からはじまっており、この年金に必ず加入を要する方あるいは任意に加入のできる方でまだ届のすんでいない方は、早く国民年金課又は所轄の出張所に届を出しましょう。

五十才以上の

任意加入者にご注意

明年四月一日現在で五十才以上五十五才をこえない方で、被用者年金に加入して、おらず、公の年金(遺族年金等を除く)を受けていない方は、ご自分の意志で加入することができ、明年三月三十一日までに届を出しになります。

景品に「空の招待」 歳末商業振興に一役

区では区内商店街の年末売出しの時期にあたり、商業道德の高揚と顧客の誘致をはかるため、区商店街連合会、区商工連合会との共催により恒例の歳末商業振興運動を十一月一日から実施しております。今年目は新しい趣向として、豊島区上空遊覧飛行の招待券を二〇〇名様に景品として、

ないと、もう加入することができなくなりますので特にご注意ください。
拠出制国民年金についてのお問い合わせは
国民年金課拠出年金係へ
電話(97)一一〇一一五
内線、六三番

区役所人事

十二月一日付

(カッコ内は旧職)

▽商工課長 村田良吉
(杉橋区役所企画室長)

▽国民年金課長 小沢 寛
(品川区役所財務課予算係長)

「公益質屋才末」 取扱時間延長

区民の好評をいただいている区営公益質屋は今年も利用者の便宜をはかり歳末時に限り取扱時間を延長いたします。
①日時、取扱時間
十二月二十九日～三十日
午前九時～午後十時
十二月三十一日
午前九時～午後十二時
②所在地
池袋公益質屋

池袋一ノ三四
日出町公益質屋
日出町一ノ一六七
駒込公益質屋
駒込四ノ一五

③貸付額、貸付利率
貸付額一世帯一万円
貸付利率 一カ月三分
流質期限 契約の日から
四カ月

なお新期契約の際は、米穀通帳と印鑑をお持ち下さい。

れた方です。



年末年始の区役所窓口

区役所の一般事務は十二月二十八日で全部終了いたします。区費納付、印鑑証明、住民票交付等でご用の方は、二十八日までになりますようにお願いいたします。
来年は一月四日より平常通り事務を取扱います。

は例年通りいろいろな方法で意欲的に行なっております。

米穀通帳切替のお知らせ

毎年お米の通帳の切替は十一月一日から実施していますが本年は現在一般家庭で使用し

ている通帳の有効期間が一月延びましたので新通帳は十二月中にお米屋さんを通じて各家庭に配布されることになりました。ただし、その前に新通帳がご入用の方は旧通帳と印鑑ご持参の上出張所にて交付を受けて下さい。

お知らせ

新入学児童について

来年四月に小学校に入学するお子さまは昭和二十九年四月二日より昭和三十年四月一日までに生ま

れた方です。新入学児童のご家庭には、すでに「就学時健康診断通知書」が届いていることと思いますが、決められた日に必ず健康診断をお受けになつて下さい。もし健康診断のハガキが届いていない方がありましたら、至急区役所の出張所においてなるべくすぐ手続をして下さい。
なお「小学校入学通知書」は一月下旬にお宅に届きます。届いたらすぐに学校へ持参して手続をすませておいて下さい。
十二月一日以降に転入された方で入学期のお子様をお持ちの方は転入と同時に出張所で手続をすませて下さい。

立 区 立 図 書 館 案 内

「図書館はどこにあるのでしょうか？」

「一般の人は入れるのですか？」

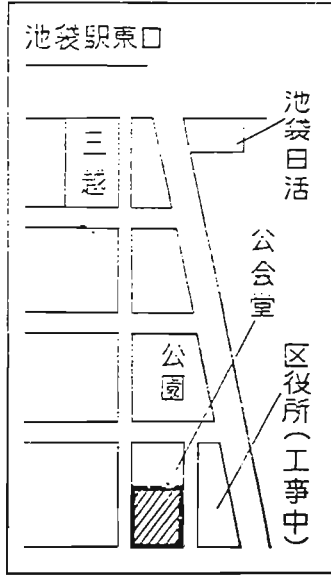
「何時から何時まで開いていますか？」

右のような質問に答えるため次に簡単な本区立図書館のご案内をいたします。

○場 所

池袋東口豊島公会堂のウラ、振興会館三階にあって駅から約五分、三越の左側を歩いてまっすぐおおいでになると近いです。

(下図参照)



○利用方法

本図書館はどなたでもはいる建前にはなっておりますが、中学生以下の方は資料もそろえてなく座席数も少ないのでなるべく速慮していただいております。

閲覧票と座席の指定札を渡され、閲覧票に住所氏名等を記入し借りたい本の書名を書き出して納所に差し出せば本を借りることができます。そして、事務所に申し出ればすぐして指定札の番号の座席にすわって本をお読みになれるわけです。

○緊急を要する調査者に対する取り計らい

閲覧票と座席の指定札を渡され、閲覧票に住所氏名等を記入し借りたい本の書名を書き出して納所に差し出せば本を借りることができます。そして、事務所に申し出ればすぐして指定札の番号の座席にすわって本をお読みになれるわけです。

○読書相談所の活用

お父さんならば「日曜大工」お母さんならば「料理の手引」というような純家庭的な本も大変好評を得て随分利用されていますが、もっと専門的なもの、例えば、法律とか経済とかいった問題を深く掘り下げて調べたい人又は自分の知りたいことをどんな本で調べたいかわからない人のため

にその相談を受ける所が読書相談所です。

なお只今「雑誌新聞記事索引」を作成中であり、これができれば、どんな記事がどこにどのように掲載されているか、あるいは、この事件はいつのことか、いつから起っているのか等を調べる事ができるようになります。

○開館時間

午前九時から午後五時までです。

但し時期的に開館時間を午後七時まで延長しています。この場合はそのつど図書館掲示板、区広報でお知らせしております。

○休館日

毎月十四日、国民の日
十二月二十八日から翌年一月五日まで
その他館の都合による臨時休館の場合はそのつど掲示いたします。

○閲覧室と閲覧席

第一閲覧室 一一〇席
第二 〃 一一〇席
第三 〃 一六席
その他食事室二八席がります。

蔵書の種類別と冊数 (昭和35・12・1現在)

種類別	蔵書数
文 学	4,727
社 会 科 学	3,207
岩 波 文 庫	1,741
歴 史	1,303
自 然 科 学	1,243
工 学 工 業	1,126
芸 術	1,077
哲 学	798
館 叢	611
そ の 他	2,367
計	18,200

豊島区史跡名所

文化年間にかかれた歴史雑記に『池袋と名づけしは、往古夥しき池ありしによるなり、中古より漸次埋りしが、今は尚百余坪あらん、此辺の三の果は池袋と稚司谷との村境にあり、常に逆水湧出して流下す』とある。

高田くは田の落し水もろろの目し、影ぞ宿れる、井上文庫、飛ぶ蟻かな、鳥、群、この池には、池の主といわれる白蛇が寝たこと伝えられている。この池から流れ出る川を驅つて、八幡太郎義家が土蔵と戦つて、戦勝の司政をこころ巻き納めたため、政巻川と名づけられ、後に鶴巻川と書き替えられたとも伝えられている。この鶴巻川は遠く富士から菅羽護國寺下へ流れているが、今では暗渠となっている。丸池も現在では興味に乏しい玉石積のコンクリート壁で囲まれて、その名も止まっている。

「池袋」の由来

池から流れ出る川を驅つて、八幡太郎義家が土蔵と戦つて、戦勝の司政をこころ巻き納めたため、政巻川と名づけられ、後に鶴巻川と書き替えられたとも伝えられている。この鶴巻川は遠く富士から菅羽護國寺下へ流れているが、今では暗渠となっている。丸池も現在では興味に乏しい玉石積のコンクリート壁で囲まれて、その名も止まっている。

明治の末期までは、昔のまゝの姿で池に湧き出る水が、高所から流れ落ちるのを戸を立てて堰き止めてあった。それ故、この附近の地名を池谷戸と呼んだ。市部併合前までは、高田町の一つの大字であった。ここは昔、池ヶ谷の月と称えられ、月の名所であり、又蟹の名所としても知られた。